令和８年度第４四半期液化窒素（大口）売買単価契約

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

那珂フュージョン科学技術研究所

１．件名

令和８年度第４四半期液化窒素（大口）売買単価契約

２．目的

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「QST」という。）にて機器冷却用等に使用する液化窒素の購入に関するもので、QST の指定する液化窒素貯蔵タンクに充填し納入するものである。

３．仕様

液化窒素　　純度 99.999%以上

４．発注予定量　　単位／kg

約 3,742,000　kg

※ 数量は令和８年度第４四半期発注予定数量であり、発注数量に増減が生じた場合でも異議を申し立てないこととする。

５．納入期間

令和９年１月１日から令和９年３月 31 日まで

６．納入指示の方法

基本(単価)契約を締結し、これに基づき QST が発行する納入指示書により納入を行うものとする。

なお、同日に複数回に分けての納入を指示することがある。

７．納期

原則として QST の指示する日とする。

（受注者への納入指示は、納入日の７日以前に行うものとする。但し、緊急を要する場合の納期は 24 時間以内とする。また、QST の運転計画変更等により、納入の停止、又は納期の変更が発生する場合がある。）

８．納入方法

液化窒素供給専用車両等により指定した液化窒素貯蔵タンクに直接充填し納入するものとする。その際、受注者は納入及び供給を行う担当者と直ちに連絡がとれる体制を常に確保することとする。

なお、指定する液化窒素貯蔵タンク施設は次のとおりである。

QST　那珂フュージョン科学技術研究所

（１）ヘリウム圧縮機棟（エリア北側）液化窒素貯蔵タンク

（２）第一工学試験棟西側液化窒素貯蔵タンク

（３）高圧ガス機械棟液化窒素貯蔵タンク

９．納入量の確定

QST のトラックスケールによる台貫方式又は、受注者の計量を以て計量値とする。

＊但し、時間外・深夜、祝日・休日等において、QST の都合により受注者における計量をもって計量値とするよう指示する場合がある。

１０．提出書類（各一部、確認不要）

（１）成分表の提出

QST から成分表の提出を求められたときは速やかに提出するものとする。

（２）メーカー又は充填工場発行の品質保証書及び供給証明書

契約締結後速やかに提出するものとする。

（３）供給体制表（受注部門、充填工場、配送部門の場所、連絡先を記したもの）

契約締結後速やかに提出するものとする。

（４）ＳＤＳ（安全データシート）の提出

初回納入時前に１部、別途 QST の指示する箇所に提出すること。

なお、初回提出後、ＳＤＳの記載事項に変更があった場合はその都度提出すること。

１１．検査

QST のトラックスケールによる台貫方式による計量票、又は受注者における計量に係る計量票等の証明書類に基づき納入量が確定したことをもって検査合格とする。

１２．契約不適合責任

契約不適合責任については、契約条項のとおりとする。

１３．グリーン購入法の推進

（１）本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、ＯＡ機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。

（２）本仕様に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

１４．特記事項

（１）受注者は、納入業務の実施に当たり知り得た情報を QST の許可なく第三者に口外してはならない。

（２）受注者は、納入業務の実施に当たっては、次に掲げる関係法令及び QST の規程を遵守するものとし、QST が安全確保のための指示を行った時は、その指示に従うものとする。

イ．高圧ガス保安法

ロ．道路交通法

ハ．労働安全衛生法

ニ．その他関係法令

（3）受注者は、納入業務の実施に当たって、万一事故が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じるとともに、事故の状況について QST に報告するものとする。

（4）受注者は QST、又は受注者の休日及び勤務時間外であっても QST の緊急納入指示に従い納入するものとする。

（5）受注者は、QST の運転計画変更等にともなう緊急納入を考慮し、4 社以上の関東地区内のタンクローリー運転会社へ納入指示可能な体制をとること。

（6）本仕様書に関して、あるいは記載のない事項について疑義が発生した場合は、QST と協議の上決定するものとする。

以　上